

トレードアイランド利用規約 新旧対照表

令和5年6月1日
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社

(変更箇所を下線)

新	旧
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条(反社会的勢力の排除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 会員が前2項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、<u>第13条(会員資格の停止・退会)の規定にかかわらず、弊社は、通知、催告その他の手続を要することなく会員の退会措置を講じることができます。弊社が退会措置を講じたことに起因して利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、弊社は、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。また、弊社が退会措置を講じたことは、弊社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。</u> <p>第18条(輸出規制および制裁)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>トレードアイランドには、米国の輸出・再輸出規制に関する法令及び他の法域で適用される同様の制裁法令(制裁当局(米国(米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。)、米国国務省等を含みますが、これらに限られません。)、国際連合、欧州連合及びその加盟国、英国財務省、日本国財務省等を含みます。))によって管理、施行又は執行される貿易、経済、金融制裁法)、制裁規制、禁輸措置及び制限措置(これには、米国商務省が管理する輸出管理規則(以下「EAR」)、米国財務省OFACが管理する貿易・経済制裁措置、及び米国国務省が管理する国際武器取引規則(以下「ITAR」といいます。)、日本国財務省・経済産業省が管理する外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。))が含まれます。))が適用される場合があります。利用者は、会員登録時及びトレードアイランドを利用する各時点において、以下の各号に掲げる事項が正確かつ真実であることを表明し、かつ、将来にわたっても確約するものとします。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1)米国が物品の禁輸を行っている国、又はその他制裁法令により経済制裁の対象となっている国に居住していないこと (2)適用される輸出・再輸出に関する法令、他の法域で適用される同様の法律、その他米国政府の禁止・制限対象者リストに記載されている取引禁止対象者またはこれらの者に所有もしくは支配(最終的な支配を含みます。)されている者ではないこと (3)これらの制裁法令に違反することとなる可能性のある活動に従事していないこと 2. <u>利用者は、EAR及びOFACが管理する貿易・経済制裁措置並びに外為法等を含む全ての該当する輸出・再輸出規制に関する法令を遵守することに同意します。具体的には、利用者は、本規約に基づいて当社から受領した製品、ソフトウェア、技術(当該技術から派生した、又は当該技術に基づく製品を含みます。)、サービスを、EAR及びOFACが管理する貿易・経済制裁措置、又は米国若しくはその他の法域の適用される法令(外為法を含みます。)で禁止されている目的地、団体、個人に対して、これらの法令で必要とされる事前承認を管轄政府機関から得ることなく、直接的又は間接的に、使用、販売、輸出、再輸出、移転、転用、リリース、又はその他の方法で処分しないことに同意します。</u> 3. <u>会員が前2項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、第13条(会員資格の停止・退会)の規定にかかわらず、の弊社は、通知、催告その他の手続を要することなく会員の退会措置を講じることができます。弊社が退会措置を講じたことに起因して利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、弊社は、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。また、弊社が退会措置を講じ</u> 	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条(反社会的勢力の排除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 会員が前2項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、弊社は、通知、催告その他の手続を要することなく会員の退会措置を講じることができます。弊社が退会措置を講じたことに起因して利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、弊社は、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。また、弊社が退会措置を講じたことは、弊社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。 <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>たことは、弊社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。</u></p> <p>第19条 (略)</p> <p>令和5年6月1日 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社</p> <p>(別紙)(略)</p>	<p>第18条 (略)</p> <p>令和5年2月13日 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社</p> <p>(別紙)(略)</p>